

法教育推進協議会

第51回会議 議事録

第1 日 時 令和5年10月25日（水） 自 午前10時00分
至 午前11時58分

第2 場 所 中央合同庁舎6号館共用会議室

第3 議 題 (1) 各種報告
ア 高等学校における法教育実践状況調査の結果について
イ 令和4年度における法教育授業等の実施件数について
ウ 司法外交閣僚フォーラムにおける法教育サイドイベントの実施について
エ 教員向け法教育セミナーの実施について
オ 学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況について
(2) 協 議
高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について

議 事

奥村大臣官房付 それでは、予定の時刻となりましたので、第51回法教育推進協議会を開会させていただきます。オンラインで御出席の方におかれましては、カメラをオンにしてくださいませでしょうか。

本日は御多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。

御挨拶が遅くなりましたが、本年8月に法務省大臣官房付に着任いたしました奥村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本日の発言方法について説明させていただきます。

法務省に御参集の皆様におかれましては、御発言される際は挙手をお願いいたします。オンラインで御出席の皆様におかれましては、パソコン上に表示されております挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。座長から挙手いただいた方のお名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いいたします。なお、発言者を明確にするため、最初にお名前をおっしゃった後に御発言いただきますようお願いいたします。

発言方法の説明につきましては以上でございます。

前回の第50回会議が令和5年3月20日に開催され、会議後、当時の委員の皆様の任期が満了となりました。そのため、今回は、再任された委員の方も含め、新しい委員で行う初めての会議となります。

なお、これまで座長を務めていただいた佐伯委員が、前回の会議をもって委員を退任されました。今回新たに座長が選任されるまでの間、事務局において暫定的に進行を務めさせていただきます。

最初に、法務省大臣官房司法法制部長の坂本から、委員の皆様に御挨拶がございます。

坂本司法法制部長 おはようございます。本年7月に司法法制部長を拝命いたしました坂本でございます。マイクとカメラの都合上、座ったまま失礼させていただきます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より法教育の推進に御尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

本日の協議会は、新しい委員をお迎えしての開催となります。新たに御就任いただいた委員におかれましては、法教育の推進に御理解を賜り、就任を御快諾いただきましたことを、心より感謝申し上げます。

本協議会では、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、大局的な観点から法教育を推進するための大きな方向性をお示しいただいてきたところでございます。

近時、裁判員対象年齢や成年年齢の引下げに伴い、若年者に対する法教育の一層の充実を求める声が、以前にも増して大きくなっております。こうした声に応えるため、法務省としては、今後も必要な取組を進めてまいりますので、引き続き皆様の御指導をいただければ幸いです。

本日も皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

なお、所用により10時半頃退席させていただきますこと、御容赦いただければと思います。

奥村大臣官房付 続いて、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

今回、新たに委員に御就任いただいた方が複数名おられますので、お手元の資料1の名簿順に、委員全員のお名前と御所属を事務局から紹介させていただきます。お名前を呼ばれた方から、一言御挨拶をいただければと思います。

なお、窪委員、干川委員におかれましては、本日は所用により欠席されておりますので、次回御出席の際に改めて御紹介したいと思います。

それでは、弁護士、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長、荒川武志様。
荒川委員 荒川でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、磯山恭子様。

磯山委員 皆さん、こんにちは。長い間法務省でお世話になっております。これからもどうぞよろしく願いします。

奥村大臣官房付 日本司法支援センター本部総務部長、犬木寛様。

犬木委員 日本司法支援センター本部総務部長の犬木と申します。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 茨城大学全学教職センター特任教授、猪瀬宝裕様。

猪瀬委員 猪瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 明治大学法学部専任教授、太田勝造様。

太田委員 明治大学の太田でございます。引き続き、よろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 東京都立大島海洋国際高等学校長、大山敏様。

大山委員 よろしく願いいたします。校名にもありますとおり、法務省から130キロ海を隔てた伊豆大島の波浮港の近くの学校から出席しております。よろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 埼玉大学教育学部准教授、小貫篤様。

小貫委員 小貫でございます。新たに委員を拝命いたしました。よろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 中央大学大学院法務研究科教授、高橋直哉様。

高橋直哉委員 中央大学の高橋でございます。この度、新たに委員を拝命いたしました。学校で「もぎさい」プロジェクトに関わらせていただいた関係でお声掛けいただいたものと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 司法書士、日本司法書士会連合会理事、高橋文郎様。

高橋文郎委員 司法書士会の高橋でございます。何年か前にこの協議会に参加させていただきましたけれども、久しぶりに戻ってきたということではありますが、改めてよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 東京都教育庁指導部主任指導主事、富永大優様。

富永委員 富永です。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 最高裁判所事務総局総務局第一課長、長田雅之様。

長田委員 長田でございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

奥村大臣官房付 産経新聞論説副委員長、長戸雅子様。

長戸委員 長戸と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

奥村大臣官房付 立教大学法学部教授、野澤正充様。

野澤委員 立教大学で民法を担当しております野澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

奥村大臣官房付 公益社団法人日本PTA全国協議会副会長、比嘉里奈様。

比嘉委員 公益社団法人日本PTA全国協議会の副会長を務めております比嘉です。よろしくお願いいたします。

奥村大臣官房付 皆様、ありがとうございました。

また、今回新たに委員に御就任された方が複数名おられる上、事務局にも異動等による変更がありましたので、前回会議から変更のあった者について、この場で改めて紹介させていただきます。

まずは、先ほど挨拶をさせていただきました、法務省大臣官房司法法制部部長の坂本でございます。

続きまして、司法法制部付の坂田です。

坂田司法法制部付 本年4月から法務省で法教育を担当しております坂田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥村大臣官房付 続きまして、座長の選任に移りたいと存じます。

どなたか適任の方を御推薦いただきたいと存じますが、御意見がある方は御発言をお願いいたします。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 それでは、太田勝造委員を推薦したいと思います。よろしくお願い致します。

奥村大臣官房付 ただいま猪瀬委員から、太田委員を座長に推薦する旨の御提案がございました。この御提案に対して、御意見はございますでしょうか。

特段、異議等ございませんでしょうか。

それでは、御異議ないようですので、太田委員に座長をお願いすることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。

それでは、これから先の議事進行については、太田座長にお願いいたしたく存じます。

太田新座長、どうぞよろしくお願いいたします。

太田座長 ただいま座長に選任されました太田でございます。皆様方の御支援の下に、何とか務めてまいりたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。お手元の議事次第を御覧ください。

本日は二つの議事がございます。

まず事務局等からの各種報告と、次に、本年度から当協議会の下に設置された高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動に関する報告及び協議を予定しております。

配布資料は、お手元の議事次第に記載のとおりでございます。御確認をお願いいたします。お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお声掛け、ないしは挙手をお願いいたします。

なお、配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定でございます。

それでは、最初の議題に入ります。第一の議題は、事務局等からの各種報告でございます。

まず、高等学校における法教育の実践状況調査の結果につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

坂田司法法制部付 事務局の坂田でございます。

それでは、高等学校における法教育実践状況調査の結果について御報告いたします。

会場にいらっしゃる委員の方々は、お手元の調査報告書を御覧ください。オンラインで御参加の方は、事前に送付させていただきました調査報告書を、それぞれ御覧いただければと思います。

まず、今回の調査の目的でございますが、法務省では、学校現場における法教育の実践状況を把握し、法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的といたしまして、外部業者に委託して、学校現場を対象として定期的にアンケート調査を実施しております。

過去には、平成24年度から平成27年度にかけて、小学校、中学校、高等学校を対象とする調査を実施し、その後は、令和元年度に小学校、令和3年度に中学校をそれぞれ対象として調査を実施しております。これに引き続きまして、令和4年度は高等学校を対象とする調査を実施いたしました。

今回の調査は、普通科、総合学科、専門学科の別を問わず、全国の高等学校の約16%に当たる768校を対象として、サンプル調査の形式で実施いたしました。対象校の選定に当たりましては、偏りが生じないように、設置者別、学科別、都道府県別等の属性分布に応じた割合で、無作為に抽出いたしました。

調査は民間事業者に委託いたしまして、本年の1月下旬から2月中旬を調査期間として実施いたしまして、受託事業者において、調査結果を集計、分析の上、本年5月に調査結果報告書を法務省ホームページにおいて公開しております。

調査項目について御説明いたします。

調査項目は、お手元の調査報告書の75ページ以降に記載されております。

大別いたしますと、1点目として法律専門家や関係機関との連携状況、2点目として法教育教材の使用状況、3点目として教員向けの研修、4点目として法教育を取り巻く状況の変化、5点目として法教育全般に関する設問がそれぞれ用意されております。

法教育を取り巻く状況の変化を除く項目につきましては、過去の調査との比較を可能とするために、令和元年度の小学校調査や令和3年度の中学校調査とおおむね同様の質問として設定をいたしました。法教育を取り巻く状況の変化の項目につきましては、高等学校に特有の質問事項としてあえて設けたもので、成年年齢及び裁判員対象年齢の引下げが、法教育の充実の観点から学校現場にどのような変化をもたらしたのか、また、新たに公共の科目が設けられたことで、法教育のどの分野の教材がより必要となったかといった質問を新設しております。

それでは、調査結果について概略を説明いたします。

お手元の調査報告書65ページの(1)調査結果のまとめを御覧ください。

まず、外部人材との連携状況等についてですが、外部人材との連携による法教育授業を行った高等学校は、全体の24.7%でした。実施率は、高等学校を対象とした従前の調

査との比較で、低下しております。外部人材との連携が実施されなかった理由としましては、『連携した授業を行う時間がないから』の割合が全体で54%と最も高く、次いで、『連携の準備や打合せ、手続などが大変だから』が全体で31.6%となっております。なお、『新型コロナウイルス感染症の感染拡大により連携することが難しかったから』という回答も全体で19.1%と、相当程度の割合となっております。

法教育教材の認知及び利用の状況につきましては、『教材を知っているが利用しなかった』が54.2%と大きな割合を占めております。法教育教材を利用する授業を実施しなかった理由につきましては、『授業を行う時数の余裕がないから』が60.7%と最も高く、次いで、『既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから』が39.3%となっております。設置者別に見ますと、公立よりも私立において、時数に余裕がないとの回答の割合が高くなっております。

続いて、法教育を取り巻く状況の変化に関してですが、成年年齢の引下げに伴う法教育授業の充実の必要性につきましては、『充実させる必要をある程度感じた』が59.9%と最も高くなっております。公共の新設に伴って必要と考えられる教材の分野につきましては、契約自由の原則などの私法の基本的な考え方に関する分野が69.5%と最も高くなっております。また、法教育を実施する上での課題について、『法教育に十分な時間を取る余裕がない』の割合が77.1%と最も高く、次いで、『法教育に関するよい教材、副教材がない』が27.9%、『法教育の内容、テーマや授業の進め方が分からない』が17.9%となっております。

自由記述式の回答では、法教育に取り組む必要性があるとする意見があった一方で、大学入試や授業時間数との関係で、法教育を行う時間的余裕がないといった意見が複数ございました。また、授業計画の中に効果的に組み込めるような動画教材を求める意見も見られました。

最後に、お手元の報告書68ページの(2)今後の方策等に関する考察を御覧ください。

ここでは、法教育について、教育現場の時間的余裕のなさを考慮した推進、それから、教育課程に位置付けていくための支援、教材の開発、提供、法律専門家等と教育現場のネットワークの構築等といった考察が示されております。

今後は、この調査の結果やこれに基づく考察の内容を踏まえながら、法務省として必要な取組を進めていきたいと考えております。

事務局からの報告は以上となります。

太田座長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等があるお方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

高橋文郎委員、お願いいたします。

高橋文郎委員 司法書士会、高橋です。68ページの今後の方策等に関する考察で、時間的余裕のなさを考慮した推進というところで、学校業務はかなりお忙しいということで、補完するために法務省や関係機関が協力するといったことで考えていまして、必要なというのは同じことなのですが、一方、65ページにあります外部人材との連携状況等を見ると、未実施のところ、連携先を見つける方法がよく分からないとありまして、これは前から議論になっているかと思うのですが、各地で法律家や関係機関が法教育に取り組んで

いることをきちんと集約して発信できるような仕組みが必要なのかなと考えていますので、何かその辺で皆さんの御意見があればということで、お尋ねをしたいと思います。

太田座長 ありがとうございます。高橋文郎委員から貴重なコメントと質問を頂きましたが、事務局の方で何かございますでしょうか。

坂田司法法制部付 事務局でございます。

私どもとしても、高橋文郎委員から今御指摘のありましたように、連携先の発見が難しいということは、教育現場の声として伺っているところでございます。

本年8月に、後ほど御説明差し上げますが、実施いたしました教員向け法教育セミナーにおいても、専門人材、特に法律家等と連携する際の、例えば連絡先であるとか、それぞれの機関がどういった教材、授業等を提供しているかといったことを紹介させていただいたのですが、そういったことを全く把握していなかったのが非常に参考になった、というような御意見を頂いたところでして、そういった点に関する一層の周知が必要になるかと考えております。

ただ、具体的な個々の機会を捉えて、参加いただいた教員の先生方にお伝えをしていくことはしているのですが、なかなか広がりを見せるような動きになっていないところでございまして、是非とも本日御参加の委員の先生方からも、高橋文郎委員からお話のありました、連携先の集約、発信をしていくための方策等について、御意見を賜ればと考えております。

太田座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かございますようでしたら、この点につきまして御意見を賜ればと思います。

私の方から一つ申し上げますと、例えば、法務省の『かいけつサポート』のページなどは、そこに入れば、日本中の『かいけつサポート』に登録している認証ADR事業者が一覧で出てくるのですが、そういう情報のクリアリングハウスメカニズムというのは、法務省のホームページ等でできないのでしょうか。そこだけ見れば、日本中、自分の県のどの司法書士会、弁護士会等に相談できるというような、そのための基の情報があるかどうかにもよりますが、いかがでしょうか。

坂田司法法制部付 今、座長から賜った御意見につきましては、検討を進めてまいりたいと思います。まずは、どういった連携先とやり取りをさせていただけるか、もちろん承諾を得るといった手続も必要になってくるかと思っておりますので、そういった連携先としての窓口を探していくといったところから検討が必要になってくるかと考えております。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見等はございますか。猪瀬委員、どうぞ。

猪瀬委員 猪瀬です、よろしく申し上げます。

今の、なかなか連携先の機関につながらないという点で、誰か相手先を探そうという先生は、そもそも意識が高いと思うのですが、そういう先生でもなかなか連携先が見つからないというときに、例えば、裁判所のホームページや検察庁のホームページを検索すると思うので、私も検索してみたのですが、トップページにそのような情報が載っているようなところはないようなのですね。

裁判所にも出前授業というのがあったのですが、裁判員制度に関して、というような、

何か前提がついたような感じの文言が載っていたりもして、ちょっと学校の先生が気軽にここにアクセスしてみようという感じではなかったかな、という印象がありましたので、その辺の工夫もできると良いのではと思いました。

以上です。

太田座長 どうも貴重な御指摘ありがとうございます。確かに、敷居を低くすることも必要かとは思いますが。

その他、この報告につきまして御質問、御意見等はございますか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 長戸と申します。非常に細かい点で恐縮なのですが、この67ページにありますように、成年年齢の引下げに伴って、法教育を充実させる必要性を感じているという割合は非常に高くなっているということを理解いたしました。95.3%ですね、そういう意識をお持ちであると。

自分たちでもう18歳になったら契約ができるという問題と、あと裁判員に選任されるという年齢であるということが大きいかと思うのですが、その中で少し気になったのが、43ページに、これは、学校現場からの今後作成する法教育教材に関する要望の中で、今までの裁判員裁判におけるトラブルなどのパンフがあってもよいと思うという意見がありまして、あまりトラブルというのは表に出したくないかもしれませんが、18歳で裁判員に選ばれる可能性がある、恐らく18歳で選ばれたら私たちも関心を持って取材すると思います。分かりやすい裁判員裁判のパンフレットみたいなものを、現時点で裁判所の方で何かお持ちなのか、お伺いしたいと思った次第です。

太田座長 ありがとうございます。

裁判所としてはいかがでしょうか。長田委員、もし可能でしたら。

長田委員 長田でございます。ちょっと今、このページだということをお示しできないのですが、裁判員の関係でパンフレットはもちろん作成しておりまして、その点について、ウェブサイトでも載せさせていただいていると思います。ただ、今、長戸委員から御指摘いただいたような、特に裁判員裁判に関するトラブルを明示しているかということ、そのようなものではないのかなと考えています。

太田座長 長戸委員、よろしいでしょうか。

では、比嘉委員、よろしくをお願いいたします。

比嘉委員 比嘉です。こちらの、今の部分的な資料だけ見てなのですが、先生方向けの研修、啓発ということで、いろんな周知の仕方があるということだったのですが、生徒たちの方にこういった法教育が重要であるよということ、生徒の方から先生たちに学びたいと言いうような、そういった意識を持たせることにも力を入れたほうがいいかと考えました。

そうすると、子供たちはウェブとかSNSとか、いろんなそういうものを見るので、そういった媒体を使って、子供たちの方から積極的に先生に教えてと言うようにするほうが、先生、生徒の双方で学ぶという意識が高まるのかなと考えました。

太田座長 大変貴重な御指摘をありがとうございます。

確かにやる気というものを、生徒の側のやる気を受け止める体制、ないしはやる気を持たせるという動きが必要かと思えます。

そのほかの点で、御質問、コメント等ございますか。

磯山委員、お願いいたします。

磯山委員 参考までに、文部科学省では、主権者に関する教育の実施状況調査を終えておりまして、そこで、関係諸機関との連携について調査しているのですが、連携していないという回答が65%程度なので、35%ぐらいが連携していると答えています。なので、その中に法教育も含まれているとは思いますが、そういう点を踏まえながら、この数値を参考にしていただければと思っています。

ここまでの議論で、少し気になるところで言うと、やはり何かホームページでどのように発信していくのかということが基盤となって話が進んでいると思います。実際、やはり高等学校では関係諸機関との連携ということがとても大事になってきているので、その課題について考えていかなければならないところです。やはり連携する側として、何かホームページにアクセスするというレベルでは、ここまで広がってきていない現状を踏まえながら、関係諸機関との連携をコーディネートできるような、そういう仕組みができてくると、もっとよくなっていくのではないかと考えています。

太田座長 ありがとうございます。大変貴重な御指摘だと思います。確かに連携を受ける側も、待ちの姿勢よりもアウトリーチというのでしょうか、手を差し伸べる必要もあると思いますし、人的交流の場をもう少し作るということも、大変に重要なことかと思えます。

小貫先生、お願いいたします。

小貫委員 小貫でございます。生徒の側からの先生へのアプローチという点で、生徒のモチベーションを上げるような場みたいなものが設定されているといいのかなと思っております。例えば、日弁連さんの方では、模擬裁判選手権等をずっとやってこられていますが、別の形でも何かそういった大会や、あるいは何か発表の場みたいなものが設定できたら、生徒のモチベーションを上げる一つのきっかけになるかなと考えております。

太田座長 貴重な御指摘ありがとうございます。小貫先生御自身も、中高生交渉コンペティションという場を主催されておりますので、そういうものがどんどんと全国に広がるとよいと考える次第です。

私の方から一つよろしいでしょうか。

報告書中、自由回答の中に、授業計画の中に効果的に組み込めるような動画教材とあるのですが、どのような、具体的な組み込み方を考えたらよろしいのでしょうか。例えば、50分授業で2コマ連続という組み込み方はごくごく例外ですから、50分とすると10分、15分以内の教材でないと組み込めないかもしれないのですが、どのように考えたらよろしいのでしょうか。

坂田司法法制部付 事務局の坂田でございます。御指摘のとおり、なかなか正直難しいところはございまして、例えば、一つ挙げるとしますと、昨年度末に完成しました模擬裁判の教材につきましては、公共の授業で司法参加について取り扱うということになっておりますが、実際に教科書、参考書を見ましても、裁判員裁判等、あるいは模擬裁判についての言及もございまして。その中で、この教材につきましては、1時間枠、1コマの中で、授業で使っていただけることを念頭に作成したものでございます。

その他の法教育の分野で言いますと、直接この授業計画に絡めていくというのは、非常に重要な課題かと考えているところですが、模擬裁判の教材につきましては、そういった観点から作成していただいたところです。

太田座長 どうもありがとうございます。その他にございますか。

では、次に、令和4年度における法教育授業等の実施件数についてです。

当協議会におきましては、各機関、団体において実施いただいた出前授業等の取組状況を適宜報告いただき、情報共有を図っているところでございます。集計のタイミングは、各機関、団体によって異なるということで、今回の会議では、事務局から法務省における取組状況を、また長田委員から最高裁判所における取組状況を、高橋文郎委員から日本司法書士会連合会における取組状況を、それぞれ御報告いただきたいと思います。

まず、事務局からお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、事務局から令和4年度における法教育授業等の実施件数について、法務省の取組状況を説明させていただきます。

資料3-1を御覧ください。

出前授業の概要ですが、法務省では、法教育を普及、推進するための取組といたしまして、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省職員等を講師として派遣する出前授業を実施しております。

令和4年度における実施状況をまとめたものがお手元の資料3-1になります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は実施件数が令和元年度の約4分の1にまで減少しましたが、令和3年度は参加人数及び実施件数が令和2年度の約2倍にまで回復いたしました。令和4年度は参加人数が20万9,927人と、令和3年度のほぼ2倍、実施件数につきましては3,532回と、令和3年度の約1.5倍となっております。令和元年度以前の水準にまで回復しつつあり、参加人数につきましては令和元年度を上回っております。オンライン授業の拡大などに伴い、出前授業の実施件数や参加人数の回復、増加につながったものと考えられます。

令和4年4月からの裁判員対象年齢の引下げ等を踏まえまして、本年3月に、先ほど申し上げました刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材、「もぎさい」法教育教材を作成し、法務省ホームページで公開しているところでございます。こちらの教材につきましても、学校における法教育授業で御活用いただけるよう、今後も法教育教材の周知・広報も併せて、情報発信などに努めてまいりたいと考えております。

事務局からの報告は以上になります。

太田座長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、長田委員から御報告をお願いいたします。

長田委員 長田でございます。裁判所で行っている法教育の取組の実施状況について、資料3-2に基づいて御説明をいたします。

この資料では、裁判員制度広報のための出前講義に限った数値をお出ししていますが、民事、刑事含めて、裁判員制度の広報以外の出前授業とか傍聴ツアーといったものも様々な取組を行っているところですが、件数として全体を把握しているものが、今申し上げた裁判員制度の広報によるものですので、その点に限った数字という形でお示しております。

最新の数字ですと、令和4年度の数字でございまして、実施件数113件で、実施庁が42庁、参加者が9,549名となっております。その前の令和2年度、令和3年度は、新型コロナの影響でかなり人数が減っておったところですが、令和4年度については、一

定の数字が戻ってきているという状況にあります。

続きまして、2番目で、小学生から大学生までを含む学生の最高裁判所の見学者についての概数の数値をお示ししております。こちら、令和4年については9,000名という形になっております。同じく新型コロナの関係で、令和2年4月から4年6月まで受入れを中止しておりましたので、その関係で、令和2年、令和3年はかなり減って、令和3年についてはゼロとなっておりますが、これも段階的に受入れを再開して、かなり数字は戻ってきていると、そういった状況でございます。

私からの御説明は以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

最後に、日本司法書士会連合会の高橋文郎委員から御報告をお願いいたします。

高橋文郎委員 司法書士会、高橋です。資料3-3を御準備いただきました。

これは、令和4年度において全国の司法書士会が実施した法教育活動に関する集計結果の資料でございます。我々司法書士会は全国に50会ありまして、そのうちの41会で実施したということになっております。コロナ感染の影響により、活動が停滞するかと思っただのですが、各会ともかなり頑張っているということが見えてくるかなと思っております。

派遣先ですが、一番多いのがやはり高等学校になります。もともと司法書士会の法教育は、多重債務問題が社会現象になった頃に、ある意味対症療法的な消費者教育からスタートしたのですが、その後、司法制度改革の議論の中で国民の司法参加があり、そのような法教育のエッセンスを加えた法教育に今は変わりつつありますが、まだまだ高等学校にとっては、消費者教育的なニーズが多いということと、また、先ほどから出ていました成年年齢引下げに伴うテーマでもお願いしたいということで、高等学校の派遣先が多くなっております。

一方、小学校も多くありまして、各会の参加の子供たちの数を見ますと、高等学校だと140名ぐらいになりますが、小学校だと40名ぐらいということで、各教室の中に入って、司法書士が法教育に関する授業を実施しているということが見えてくるかと思えます。また、児童養護施設とか、これから社会に出る前の子供たちに法的な知識を与えてほしいという要請に応じて、少しずつ伸びているという状況であります。

2000年には26の司法書士会、2004年には39の司法書士会ということで、少しずつ増えてきまして、まだまだ実施しない会はありますが、ここについては今後サポートをしていきたいと思っております。

それから、設問2-1の実施形態についてですが、どうしても多くが講義形式ということになりますが、あとは子供たちとともに参加型の寸劇を行ったり、子供たちも参加してのクイズを取り入れた授業も行っているところでもあります。

会によっては、講師の名簿を作ったり、事前に研修をしてきちっとした形でやろうという取組がある会もあります。また、先ほどから連携ということに議論がありましたが、やはり知ってもらうために、教育委員会であったり、消費生活センターといったところへ広報への協力を要請しているところもありますが、なかなか成果が出ていないということが、我々の反省点、また課題でもあります。

設問3のところ、実施しなかった理由としては、会員が少ない小規模会がありますので、なかなか人手がないということもあります。また、だんだんと各年代に応じた子供

たちへの法教育ということを考えていまして、小・中学校を対象にする法律教室についても、実施が約半分ぐらいになってきておりますので、この辺はどんどん増やしたいということでもあります。

そのために、設問4の(2)に書いてありますが、司法書士会連合会では、いわゆる三部作という教材を作っておりまして、解釈の力、相談の力、提案の力と、これは子供たちが体験して参加できるような教材ですが、このようなものを使って小学校、特に4年生、5年生辺りをターゲットにした教材ですが、親子法律教室という事業として全国的に展開をしているという状況であります。

以上であります。

太田座長 どうもありがとうございました。

なお、前回の会議におきまして、令和3年度における日本弁護士連合会の法教育授業等の実施状況につきまして、荒川委員から御報告を頂きましたが、その際、長戸委員から以下の2点の御質問がございました。

1点目は、第二東京弁護士会の法教育授業の実施先として、大学、海外の日本語学校が挙げられており、その詳細をお尋ねする質問でございました。

2点目は、大阪弁護士会の取組として、一つの少年院で9回にわたり法教育授業を実施したという御報告がございまして、その詳細をお尋ねする質問でございました。

前回の会議では、今回の会議で荒川委員から御説明いただくこととなっておりますので、荒川委員、お願いできますでしょうか。

荒川委員 日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長、荒川でございます。

長戸先生、御質問どうもありがとうございました。また、御回答が遅れてしまいましたこと、おわび申し上げます。

前回の会議において二つ、今、座長から御紹介がありました御質問を頂きました。

まず、一つ目、第二東京弁護士会において、海外の日本語学校で授業を行ったという点に関してお話をさせていただきます。この点について、私のほうで確認をさせていただいたところ、正確には、日本文化承継学校というもののようでして、オンラインを使って授業を行ったとのこと。どういう学校か、私もつまびらかに把握しているわけではないのですが、海外で生まれた、日本にルーツを持つ子供たちが、日本文化を学びに来る学校だということのようです。土日でも開校しているということで、そこに第二東京弁護士会が関与して法教育の授業を行ったと、そのように報告を受けております。

続きまして、二つ目の少年院での実践の件、こちらのほうがメインの御質問なのかなと思ひまして、いろいろと大阪弁護士会の先生から聞いてみました。元々こちらは、少年院講話という名前で行われていたものでありまして、平成26年ぐらいから、当時は法テラスさんからの声掛けで、法テラスさんの弁護士と一緒にいた事業だそうです。元々は大阪府にある少年院全部に行っていたようですが、法テラスさんでの事業が終了した後、実施できる少年院が少なくなっていったようですが、たまたま少年院の法務教官の経歴を持つ弁護士が大阪におられたということで、そのつながりで、一つの少年院については、現在においても事業が継続しているということのようです。

中身に関してですが、いわゆる中学生向けの法教育の授業と、少年院から退院した後で本人たちが生きていくための法律問題、そこを順番に講義をしているということで、年間

それなりの回数、授業を行っているということです。

例を挙げますと、法教育に関する授業としては、「ルールと18歳選挙権」「公平」「契約と消費生活」「ルールづくり」といったテーマが採用されており、出所後の職業訓練講話的なものとしては、例えば、退院して実際に働き始めたことを想定して、勤務先の方からこんなことを言われたのだけれども、それって法律的にどうなのみたいな、そんな授業をやっているということのようです。

ひとまず、御報告としては以上とさせていただきます。

太田座長 ありがとうございます。

以上の御報告について、御質問、御意見等がある方は、挙手ないしはネット上の挙手ボタンでお願いいたします。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 荒川先生、どうもありがとうございました。

最近、ちょっと40代の保護司の方と知り合いになりまして、出院者ですかね、少年院や出院、退院した人の支援をやっている方なのですが、その方が、やはり出所してからのの方が大変で、出院してからのサポートというのが実に大切だと。そういうときに、法律というのは、確かに自分たちを罰するというか、そういうものでもあるけれども、逆に自分たちを守るものでもある、という理解がされていくことは、非常に大切なのではないかと感じております。

それから、その法務教官の経験者で弁護士になった方というのは、私は毎月刑政という雑誌を熟読しているのですが、たしかその雑誌に出てこられた方だと思うのですが、何かこういう経歴の方がいらっしゃることは非常にすばらしいと思ひまして、非常にいい形で法教育が、一般の学校とかではないですが、行われたのかなと思っております。

以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見等はございますか。

若干余談にはなりますが、私の印象では、少年院関係の担当の法務省の方々というのは、非常に柔軟といいますか、様々な新たなプロジェクト等をやっているらしいしまして、例えば、何度か訪問したのですが、八街の少年院ですと、「GMaC（ジーマック）プログラム」があり、野犬をペットになるように入所少年が訓練することで、それを通じて情操教育とか法を守るということの意識を醸成しようという実践をなさっております。聞いてみると、全国の少年院の中でここだけのようです。ですから、法教育としての少年院教育に対しても、多分こちらからアプローチすれば、様々な受け入れて、試みをさせていただけるのではないかと印象は持っております。

ちょっと話はそれましたが、ただいまの御報告について、御意見、質問等はございますか。

比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員 比嘉です。すみません、意見と質問とを混ぜてなのですが、出前授業であったり、派遣をされているということで、講義と書かれていたのですが、その形式は、基本的には講義なのでしょうか。

例えば、講師の方が皆さんと意見を交わしながらの参加型といったものがあつたりとか

するのかなというのが質問で、それからもう一つは、恐らく出前講座ごとに、みんなどうだったかなといった感想を聞いているかと思うのですが、参加された方たちがどのように思っているのかなという、生徒さんのことも少し知った上での方が、この教員の方たちがどういったことをやっていったらいいのかということが、私たちにも少し分かって、いろんなことを考えられるのかなと思ったので、もしあれば知りたいなというのがありました。

太田座長 ありがとうございます。

今の御質問に関する情報をお持ちの先生、いらっしゃいましたら、先ほどの御報告との関連でお願いできますでしょうか。

高橋文郎委員、お願いいたします。

高橋文郎委員 司法書士会の中でも、集計の中に講義という記載がありました。一方的な講義はほぼなくて、やはり生徒、または先生を巻き込んで、一緒に考えるようなものが非常に多いかと思っております。

あとは、いろんな学校がありまして、職業実践高校であったり、進学校であったり、それぞれによって要望は違うのですが、できる限り子供たちとコミュニケーションを取りながらやっているということ、あと、ほぼどこでもアンケートを取っておりますので、それによって、また子供たちのニーズを酌み取って、次の展開にそれを生かしているということが、司法書士会の取組になります。

太田座長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御回答、ないしはそれ以外のコメント、御質問等がありますでしょうか。

荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 荒川でございます。御質問どうもありがとうございます。

今お話がありましたように、法教育の授業には、様々なやり方があるかと思っておりますが、メインで行っているのはやはり、いわゆる参加型の授業です。我々の中では、例えば、生徒を体育館に集めていろんな話をすることではなくて、ルールづくりの授業であれば、それぞれのグループに分かれて、一つの問題点に対する解決方法をみんなで考えてみようであるとか、あるいはディベートの授業であれば、それぞれの立場に立って、自分たちの主張の基礎になる資料に基づいていろいろ主張してみようと、そういう授業をすることが中心になっています。

その中で、弁護士が、議論に際してのヒントであるとか、あるいはルールを作るに際しての視点であるとか、そういうものを示していくということが、多くの弁護士会で行われている主な法教育の授業ではないかと思っております。

先ほどの御質問の中に、そのような授業を受けた生徒がどのような感じ方をして、どう成長するのかというお話があったかと思っております。

この点に関して、1つお話をさせていただきます。平成22年に中部弁護士会連合会主催で行われた法教育に関するシンポジウムに、その7年前に行われたディベートの授業を受けた生徒を呼んで話を聞くということをやったことがあります。中学生だった生徒は、もう成長して大学生になっていたわけですが、その生徒が言っていたのは、やっぱりディベートという授業を弁護士さんと一緒にやって、いろんな見方、考え方があるのだということとはもとより、自分が主張するに当たっては、ちゃんと相手の話を聞いて、それに対して対応しないといけないのだということでした。

また、その生徒が中学校を卒業して、高校に入ったときにもディベートの授業があったそうなのですが、周りの生徒は自分の主張を感情的にわーっと言っていたんだけど、そういう様子を見ていて、自分が受けた授業を思い出し、そういう主張の仕方をしても駄目なのにな、ということを感じていたとお話しされました。

我々が法教育を通じて育みたいことというのは、正にそういうことなのかなと思っていて、その生徒の話聞いて、自分たちやってきた法教育の授業というのは間違っていなかったのだなと、確信といいますか、本当にやってきて良かったと思いました。

問題は、そういった法教育の授業をいかに多くの生徒に広めていくのか、多くの生徒にどれだけ法教育というものを行き渡らせることができるのか、やっぱりそこだろうと思っています。それは、この先のテーマに挙げられているようですので、またその場の議論に委ねたいと思っていますが、法教育を受けた生徒がどのような成長を遂げるかということに関しては、いまお話をした経験が強く印象に残っているところでございます。

以上です。

太田座長 大変貴重なお話をありがとうございました。

そのほか御質問、コメント等はございますでしょうか。

では、小貫委員お願いいたします。

小貫委員 すごく参考になる御報告だと思ってお伺いしておりました。正にこれは、学校からしたら外部との連携、専門家との連携という話になるのだろうと思っております。どのようにしたらそのような連携が可能かと考えたときに、学生の側と、先生の側の二つがあるわけですが、もう一つ、たとえば教師教育といいますか、法教育を担う先生を育てるところの視点も今後重要になってくるのかと思っております。法教育をこれから広めていく、あるいは担っていく教師に対する教育というものについて、そういう取組をしていくと、より一層法教育も充実すると、外部機関との連携ということにもつながっていくと考えております。

太田座長 大変貴重な御指摘、ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問等はございますでしょうか。

ないようでしたら、次に、7月に実施された司法外交閣僚フォーラムにおける法教育サイドイベントについて、事務局から報告をお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、司法外交閣僚フォーラムにおける法教育サイドイベントの実施について報告いたします。

資料4を御覧ください。

本年7月6日から7日にかけて、ホテルニューオータニ東京において、日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話の三つの会合からなる司法外交閣僚フォーラムを法務省主催の下で開催いたしました。このフォーラムには、23の国や国際機関等が参加し、インド太平洋における法の支配の推進に向けた法務・司法分野での連携に関する閣僚級会合が行われました。

このフォーラムの開催期間中、法務省の各部局や関係機関では、サイドイベントとして特別プログラムや企画展示を実施いたしました。法教育を所管しております司法法制部でも、日本における法教育の取組についてと題しまして、我が国における法教育の歴史や今後の取組について考えるプログラム及び企画展示を行いました。

特別プログラムでは、本協議会の委員も務められた福井大学の橋本康弘教授から、「法教育の意義とこれから－日本における取組を事例にして－」と題して、我が国における法教育の定義や歴史、今後の展望について御講演を頂きました。

また、具体的な取組事例に関する発表では、我が国の学生法教育団体LEX（レックス）から、学生による法教育の取組について、また、タイ王国のタイ法務研究所から、ASEANにおける法の支配を促進するための取組について、それぞれ発表がございました。LEXからは、学生が主体となって小・中・高校生向けの法教育授業に取り組んでいること、また、その活動の意義について発表いただきました。また、タイ法務研究所からは、法の支配の促進を目的として、大学の授業で講義を行っていることなどについて発表いただきました。

この特別プログラムの最後には、プログラムに参加した関係者に御登壇いただき、「法教育の意義について」と題してパネルディスカッションを行いました。

また、企画展示につきましては、法教育の展示ブースを設置しまして、法務省における法教育の歴史や概要を紹介するパネルを展示したり、本協議会で作成した視聴覚教材に英語字幕を付記した動画を放映したほか、法教育マスコットキャラクターのホウリス君のグッズの配布を行い、ブースを訪れた各国関係者等に法教育の歩みと内容を御紹介いたしました。

事務局からの報告は以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

このサイドイベントには、私も少し参加させていただいて、大変盛り上がった、素晴らしいイベントになったと理解しております。

特に御質問、御意見等ございませんようでしたら、次に、教員向け法教育セミナーの実施につきまして、事務局から御報告をお願いします。

坂田司法法制部付 それでは、教員向け法教育セミナーの実施について、事務局から御報告いたします。

お手元の資料5を御覧ください。

教員向け法教育セミナーの概要についてですが、本年8月18日に、法務省におきまして開催いたしました。セミナーの内容については、資料に記載のとおりでございます。

このセミナーは、法教育の意義や、授業における法教育の具体的な実践方法を習得してもらうこと等を目的とした、学校教員向けの研修でございます。令和元年度から例年開催しておりまして、本年度は会場での現地参加と後日のオンデマンド配信によるハイブリッド形式で開催いたしました。本年度のセミナーの総申込者数は284名で、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が残っていた昨年度と比べて約2倍となり、非常に多くの方に御参加いただくことができました。

本年度のセミナーでは、昨年4月に裁判員対象年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえまして、「裁判員対象年齢の引下げと法教育の実践について」をテーマに、本年3月に完成した「もぎさい」法教育教材を活用した模擬裁判授業を取り上げました。

当日の各プログラムについて、内容を簡単に御紹介いたします。

本年度のセミナーは、基調講演や出前授業等の紹介を行う第1部、分科会を行う第2部、意見交換会を行う第3部の三つの構成で実施いたしました。

まず第1部では、本協議会の委員である小貫先生と、東京大学大学院准教授で学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会委員として「もぎさい」教材の作成にも携わっていただいた成瀬剛先生のお二方から基調講演を頂きました。

小貫先生の御講演では、「学校における法教育の意義と方法」をテーマに、高校生の法意識調査の結果と分析、法教育を一層充実させるための観点などについて、教育学者としてのお立場からお話を頂きました。

成瀬先生の御講演では、「もぎさい」教材の狙いと特徴について御紹介を頂くとともに、学校の授業で刑事裁判手続を取り扱う際のポイントとして、刑事裁判の基本的な考え方を大づかみで理解することの重要性についてお話いただきました。

第2部の分科会では、小・中・高で各1名ずつ、計3名の現役の教員を講師としてお招きし、それぞれの学校において「もぎさい」教材を使って実施いただいた模擬裁判授業の実践報告をしていただきました。小学校分科会の講師は木村法子先生、中学校分科会の講師は三枝悠平先生、高等学校分科会の講師は石本由布子先生で、講師をお引き受けいただいた先生方は、先述の「もぎさい」部会の委員を務めていただいております。

最後に、第3部では、会場参加者による意見交換会を実施いたしました。意見交換会では、授業で刑事裁判手続を取り扱うことの意義や、法律実務家と連携した法教育授業の実施をテーマに、グループディスカッション形式による意見交換を行いました。

セミナー終了後、会場参加者からは、授業実践をする上での選択肢が増えた、授業における指導のポイントが明確になった、「もぎさい」教材の活用方法を知ることができた、法教育教材を使用して授業を実施したい、実践的な法教育について考えることができた、様々な立場からの意見を聞くことができて参考になった等の感想を頂いております。

このセミナーは、法教育の普及、推進に資する大変有意義な機会となりましたが、盛況のうちにセミナーを終えることができましたのも、小貫委員を始め、すばらしい御講演、実践報告を頂いた登壇者の皆さま、また、セミナーへの御後援、御支援を頂いた関係機関各位のお力添えがあつてのこととございます。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

なお、今回のセミナーの開催結果につきましては、後日、法務省のホームページに実施報告書を掲載予定ですので、おってお知らせいたします。

事務局からの報告は以上です。

太田座長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等がある方は挙手をお願いいたします。

高橋文郎委員、お願いいたします。

高橋文郎委員 司法書士会の高橋ですけれども、小・中・高それぞれの教員の方が参加ということで、どの学校の方が多かったのか、全国的にアナウンスはされたのか、どのような地域からいらっしゃった方がいたのか、といった点についてお伺いさせていただきます。

太田座長 事務局の方でお願いいたします。

坂田司法法制部付 事務局からお答えいたします。

今回のセミナーにつきましては、やはり模擬裁判を取り上げている関係もありまして、割合でいいますと、高等学校の先生からのお申込みが比較的多かったかと思えます。ただ、小学校、中学校につきましても、応募期間中、相当程度の御応募を頂きまして、おおむね大きな偏りがあるという形にはならなかったところでございます。

また、このセミナーの参加募集に係るアナウンスに当たりましては、文部科学省にも御協力を頂きまして、各教育委員会を通じて学校現場にお知らせさせていただいたところがございます。全国的に周知いただき、オンデマンドも含めてハイブリッド開催であったこともありまして、全国的に御参加を頂いております。

以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございます。高橋文郎委員、よろしいでしょうか。

そのほか御意見、御質問等はございますか。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 ありがとうございます。

私も参加させていただいたのですが、すごく熱心に先生方が参加されていた様子を見たので、こういった取組は、今回ハイブリッドという形を採っていただいていたし、参加しやすい方法もあろうかと思えますので、継続してやっていただければという思いを持ちました。

以上でございます。

太田座長 ありがとうございます。確かに、ハイブリッド、オンデマンドということは継続したほうがよろしいかなと個人的には思っております。

ほかに御意見等はございますか。

ないようでしたら、次に、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

坂田司法法制部付 引き続き事務局から、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の活動状況について御報告をいたします。

まず、「もぎさい」法教育教材の周知に関して報告をさせていただきます。

「もぎさい」法教育教材につきましては、先ほどから申し上げておりますように、法教育推進協議会及び部会委員の皆様にご尽力を頂きまして、本年3月末に完成をいたしました。この「もぎさい」教材の周知・広報の取組についてですが、まず、完成した「もぎさい」教材につきましては、法務省ホームページ内の法教育ページにおいて公開しております。法教育ページには、ユーチューブ法務省チャンネルで公開している視聴覚教材へのリンクのほか、学校現場において模擬裁判授業を手軽に実施していただけるよう、教員向けの説明資料、学習指導案、授業用ワークシート等の補助資料を併せて掲載しております。

次に、学校現場等への周知を行いました。先ほど御報告しましたとおり、本年度の教員向け法教育セミナーでは、「もぎさい」教材を活用した授業の実践報告等を行いました。その開催に際しましては、セミナーへの参加案内と兼ねて、「もぎさい」教材の紹介や教材ダウンロードページのQRコードを記載した周知文書を作成して、全国の教育委員会等を通じて学校現場に対してお知らせしております。そのほか、最高裁判所、日本弁護士連合会、最高検察庁、日本司法書士会連合会、法テラスといった関係機関に対しても、「もぎさい」教材を周知するとともに、各地における出前授業等での活用を依頼しております。

さらに、法務省の出前授業において「もぎさい」教材を活用した授業を行ったり、本年8月に開催された小・中学生向けの体験型イベントであるこども霞が関見学デーにおいて、「もぎさい」教材を使用した模擬裁判プログラムを実施いたしました。なお、この模擬裁判プログラムは、予定していた定員の2倍を超える申込みがあり、非常に盛況でした。

続いて、学校で「もぎさい」プロジェクト企画検討部会の開催状況についてですが、本年10月2日に開催しました部会会議において、「もぎさい」教材に係るこれまでの周知・広報の取組を踏まえまして、より効果的な周知のための方法等に関して意見交換を行いました。意見交換では、保護者向け教育関係発信サイトへの掲載によってより広範囲への周知を行うこと、教員が集まる教員研修等において教材を周知すること、小学校における公開授業等の場を活用して教材の活用を提案していくことなど、多くの御意見を頂きました。部会で頂きました御意見を踏まえまして、学校現場においてより一層「もぎさい」教材が活用されるよう、引き続き効果的な教材の周知を行ってまいりたいと考えます。

事務局からの報告は以上となります。

太田座長 どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等がある方は挙手でお願いいたします。

高橋直哉委員、お願いいたします。

高橋直哉委員 中央大学の高橋でございます。私はこの部会に関わらせていただいております関係で、一言お話しさせていただきたいと思っております。

この部会は、「もぎさい」教材の作成などを主たる目的として立ち上げられたところでございますが、委員の先生方や事務局の方々におかれまして、非常に熱心にやっていただきまして、すばらしい成果物ができたと思っております。これからは、それをどうやって生かすかという、次のステージに入ったと思っております。

その関係で、個人的な意見といたしますか、見方といたしますか、考えるところが幾つかありまして、教材を普及させるに当たって、やはり地域差はどうしても考慮せざるを得ないと思えます。先ほどオンライン、ハイブリッドといったものを活用するというお話がありましたが、それは非常に重要で、もっと拡大すべきだということなのですが、やはりそれでは補えないリアルなサポートというものは、どうしても必要だということがあると思えます。そのような、やっぱり地域差は依然として残っているという実感がありますので、それをどうやって埋めていくのかということがございます。

もう一つ、学校にもいろいろな特徴、個性がございますので、どういう形で教材を利用していただけるのかということからは、学校側のニーズなどによっても、いろいろと細かな対応がこれからは必要になるのかなということがございます。

3点目が、教員の方にとっていたずらに負担が過重にならないようにする必要があるのでございまして。

最後に、これはやっぱり生徒、児童のための企画であろうかと思っておりますので、どうやって興味、関心を引き出すことができるかということ、これから考えていかなければいけないかなと思っております。私はロースクールの所属ですが、大学生やロースクールの学生と接する中で、どうしても教育の中の比重が、試験で測られる能力の開発の方に重きが置かれ過ぎているということもありまして、そういうもので測れない人間の力みたいなものを育てていくところに、どうやって興味、関心を学ぶ側も教える側も持たせることが

できるだろうかという点は、非常に悩ましいところであります。

一例として、私、中央大学に奉職させていただいておりますが、附属校がありまして、中学校から入ると、中高一貫で6年間継続できると。そうすると、高校入試の障害がないために、中学生段階で非常に広い、いろいろな課外活動のようなものができる余裕が生まれるというところがあります。そういうところは、是非もう少し法教育にも時間を割いて取っていただきたいと思う反面、中高一貫ではない、3年で上がっていく中学校、高校などというところでは、なかなかこのような企画に時間を割くのは難しいところもあるのかと思っておりますので、今後、いろいろなところからお知恵を頂くなどして、対応を考えてみたいと考えている次第です。

最後の方は個人的な意見でございました。以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございました。大変貴重な御指摘だと思います。

いかがでしょうか、ほかに質問、御意見等はございますか。

ないようでしたら、次の議題に進ませていただきたいと思っております。

二つ目の議題は、高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動に関する協議でございます。

まず、事務局からこれまでの部会の活動状況につきまして、御報告を頂きたいと思っております。その上で、協議事項に関する御意見を賜りたいと考えております。では、事務局から御報告をお願いいたします。

坂田司法法制部付 それでは、本件につきましては協議事項となりますが、まずは事務局から高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について報告をさせていただき、その後、協議に入らせていただければと思っております。

まず、高校生向けデジタル教材企画検討部会の設置についてですが、本年3月に開催いたしました前回の協議会において、高等学校用の冊子教材に対応する視聴覚教材が作成されていない状況にあること、また、GIGAスクール構想等に基づいて学校現場におけるICT化が進む中で、学校現場の要望により応える形式、より使用しやすい形式で教材を提供する必要があることから、高校生向けのデジタル教材について検討を行うための部会を設置することを提案し、御承認を頂いたことから、本年5月に部会を設置いたしました。

お手元の資料7を御覧ください。

設置紙でございますが、部会の名称につきましては、先ほどから申し上げている高校生向けデジタル教材企画検討部会としております。

部会の目的は、資料の項番2に記載のとおり、学校現場におけるICTの利用が進行する中、学校現場の要望をより反映させた形式で、学習効果の高い教材を提供する必要があることから、授業に取り入れやすいデジタル形式の高校生向け教材を作成するとともに、その周知方法等について検討することとでございます。

部会の構成員は、資料の2枚目に記載してございます。当協議会の野澤委員に座長として、猪瀬委員に部会委員として、それぞれ御参加を頂いております。

続いて、部会の活動状況について御報告いたします。

まず、本年5月に第1回会議を開催し、教材の形式や題材について意見の交換や検討を進めました。

第2回会議において、お手元に配布しております参考資料に記載のとおり、ウェブブラ

ウザ上で動作を行うこと、当該ブラウザを通じて、生徒が意見や感想等のワークを提出できる機能を有すること、また提出されたワークを教員が確認でき、それをクラス内で共有する機能を有すること、教員が生徒のワーク内容をダウンロードできること、既存の冊子教材から三つの題材を選択することといった骨子を決定した上で調達の手続きを進めまして、9月当初に委託業者と契約しております。

第3回会議におきまして、既存の冊子教材のルール作りの分野から「合意形成を図ろう〜どこに橋を造るべきか〜」を、私法と契約の分野から「桃太郎における桃太郎とサルとの間の契約」を、それぞれ本年度に作成するコンテンツの題材として取り上げることを決定しております。

なお、冊子教材の司法・紛争解決の分野から取り上げるべき題材につきましては、引き続き検討を進めているところでございますが、予算等の事情を考慮しながら、来年度以降に作成を進めていく予定でございます。

現在は、委託業者において、ブラウザの構成や各題材の映像コンテンツに係る下案を作成中でございます。

現在の部会の活動状況に関する報告は以上となります。

太田座長 どうもありがとうございました。

協議に先立ちまして、ただいまの事務局からの御報告について、御質問、御意見等がございましたら、挙手でお願いしたいと存じます。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 野澤です。この部会に関わっている関係から、少し補足させていただきます。

配っていただいた資料8に、法教育教材の使用状況についてというところがあるのですが、そこを見ると、今回、「未来を切り拓く法教育」という冊子教材の中からテーマを絞ってデジタル教材を作成するということになっているのですが、実際にこの資料を見ますと、これまで授業で使った教材として一番多く利用されているものは、真ん中の法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」であるということが分かります。下の表を見ますと、この教材が大変よく使われており、いずれかの教材を授業で使った学校の中で、8割以上の学校がこのリーフレットを使っているということになるわけです。このリーフレットについても、作成のときに関与させていただいたのですが、このリーフレットは漫画が入って、それで非常に分かりやすいということと、分量もそんなに多くないものですから、高校生などが読んで大変分かりやすい。それから、もちろんテーマが成年年齢の引下げという点で、一番関心のある、やらなきゃいけない題材だったということもあって、たくさん使われたのだらうと思うのですが、その下の問5を見ると、法教育教材の未利用の理由という設問で一番多い回答が、やはり時間の余裕がないという点である一方、その次に多い回答が、既存の指導書や教科書等で授業を実施できるという選択肢で、それから、授業の準備の負担が重いからという選択肢が続くのですが、既存の教科書等で授業を実施できるということと、準備の負担が重いということは、多分対になっている印象があるんですね。つまり、準備の負担が重いから、これまでのもので十分対応できるのだという、そういう印象を少し持ちました。

そうすると、時間がない中で、また教員の負担が重い中で、今回「未来を切り拓く法教育」の中からテーマを選んでデジタル化していくというときに、やはり私が考えているの

は、いかに分かりやすくそれを提示できるか、という点です。現在のこの冊子は、同じテーマがあるのですが、少し使いにくい感じがあるので、それをデジタル化して、ある程度アニメーションか何かで動かすことによって、大変分かりやすい教材にできたらいいなと考えています。

I C T化に対応して、学生、高校生がすぐ反応できて、回答を集計できるような、そのような機能も取り入れながら、先生も使いやすく、生徒にも分かりやすい、そういう教材になったら、より使っていただけるのではないかと考えています。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

その他、御意見、御質問等はございますか。

それでは、協議に移らせていただきます。

協議事項に関して、事務局から説明をお願いいたします。

坂田司司法制部付 それでは、お手元の資料8を御覧ください。

協議事項といたしまして、1点目として、現役の教員を対象とする教材の周知・広報について、2点目といたしまして、教職課程の学生を対象とする周知・広報について、それぞれ記載してございます。

まず、資料8の2ページから4ページにかけて、野澤委員からもお話がありましたが、先ほど報告いたしました高等学校における法教育の実践状況調査に関する調査結果の一部をお示ししております。高校生を対象とする3種類の法教育教材について、認知度が全体の80%を超えている一方で、実際に教材を利用して授業を実施した割合は全体の30%程度にとどまっており、教材があることを知っていても、授業に取り入れることが難しいという状況が読み取れます。また、今ほど野澤委員からも御指摘ありましたように、「18歳を迎える君へ」、高校生向けリーフレットの活用が多くなされていると考えられるところです。

部会におきましては、動画コンテンツの採用、指導案の作成、分かりやすい利用の手引の作成等、作成するデジタル教材を利用する教員の方々の負担を可能な限り減らすための方策を検討しているところではございますが、そのほかに、現役の教員の先生方にデジタル教材を利用して授業を実施していただくための周知・広報の方策について、委員の皆様から広く御意見を伺いたく考えております。

また、デジタル教材を利用して授業を実施いただくための別途の方策として、先ほど小貫委員から御指摘のあった点に関連するものと思いますが、周知・広報に係る訴求対象を教職課程の学生にも広げまして、法教育の重要性や、実際の授業への取り入れ方について、教員になる前にあらかじめ触れていただくことなどが考えられるかと思えます。学生に向けたイベントの実施や広報用リーフレットの作成等、様々なアプローチが考え得るところではございますが、あくまで一例として、このような教職課程の学生を対象とした法教育の周知・広報のための方策に関して、御意見をお伺いできればと考えているところでございます。

協議事項に関する事務局からの説明は以上となります。

太田座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から提示していただきました協議事項2点につきまして、

御意見等がある方は挙手をお願いいたします。

比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員 比嘉です。先ほどお話がありましたように、この教材を使うのに、指導の手引きはあるとは思いますが、私は、子供たちに接するときや伝えたいことがあるときには、一度、実際にやっている方と一緒にやってみたり体験したりしています。その方が、即現場に活かせると思っているので、目で見て読んだりするものとかを増やすよりは、教える側の先生方にとって、先輩方のやっていることを実体験できる手段を増やす方が、より良いのではないかと思いました。

太田座長 ありがとうございます。現実には教えているところに立ち会う、ないしはそのようなビデオを見る等といったことでしょうか。確かに、イメージが頭の中にないと、自分でやろうというときに大変な敷居を感じるという点はおっしゃるとおりで、非常に重要な御指摘かと思えます。

事務局の方で、何かお答えがありますか。

坂田司法法制部付 御指摘いただいた点については、非常に重要なところだと思っております。

手引き、マニュアル等につきましては、実際に使う段になったときに、手に取った先生方が支障なく使っていただけるように、という観点から整備はしたいと考えているところでございますが、まずは御指摘のように、手に取っていただく段で、どういった教材なのか、使いやすそうか、実際に使ってみて授業をどう展開できるのか、子供たちの興味を引くような授業になるかといったところを、実際に実感していただくというアプローチは、非常に重要かと考えております。

例えば、教員向け法教育セミナーで実際に実践授業の様子を見ていただく、あるいは法務省のホームページで、実践授業をやっている動画を公開する、あるいは、教員向けの研修に参加させていただいて実際に法教育授業を体験していただくといったような取組も進めているところではございますので、そういったアプローチ、あるいは同じような観点からの新たなアプローチについても検討していければと思っております。ありがとうございます。

太田座長 ありがとうございます。

大山委員、お願いいたします。

大山委員 今の話に関連して、参考になると思いますのでお話しいたします。今から15年前に、金融教育プログラムを金融広報中央委員会で作ったときに、東京ビックサイトで、夏休みに中・高の教員、全部で500名ぐらいでしたか、三つに分かれて、私もつたない授業をさせていただいたのですが、教育プログラムの中で提示した事例のデモ授業を三つやって、先生方にそれぞれの授業に参加してもらって、このようにやったらいいとか、あのような点がよかったといったことを、研究協議的な形でやりました。相当大きなイベントだったのですが、うまくいって、その後金融教育プログラムの普及に資したということがあったので、一度ちょっと、お金を掛けて大規模にやったほうがいいのかと思っております。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございます。大変重要な御指摘です。

もし事務局でリアクションがございましたらお願いします。

坂田司法法制部付 御指摘を踏まえて、様々な手法を検討させていただきたいと思います。
ありがとうございます。

太田座長 その他、御意見等はございますか。

先ほど比嘉委員から御意見をいただいたのですが、いわゆる取説というか使い方、これは文書ベースなのでしょうか、それとも動画ベースなのでしょうか。

坂田司法法制部付 事務局でございます。

御指摘の点につきましても、委託業者及び部会委員の先生方と協議をしているところがございます。マニュアル自体が理解しづらいものになる、あるいは読み込むのに手間や時間が掛かるということになりますと、学校現場の先生方の負担も増えることになりまして、できる限りそういった点も考慮して作成したいと考えています。

太田座長 ありがとうございます。

大山委員、お願いいたします。

大山委員 すみません、続けての意見となります。

教員への普及という点について一言申し上げたいのですが、私もずっと高校の現場でやってまいりましたし、全国の公民科・社会科教育研究会の会長として、全国各地の授業を拝見してきたところなのですが、法教育に関していうと、教員としては、法教育の全体像がなかなか見えにくくて、どこに頼むと何をしてくれるのかというのは、まずよく分からない、面倒くさい、敷居が高い、うまく自分の授業と連携ができない、というところがあります。

例えば、率直に言いますが、私が東京都教育委員会の指導主事をやっていたときも、特に東京の司法書士会からは結構プレッシャーが掛かって、必ず20校以上、毎年、都立高校でやってくれみたいなことがあって、いろいろいろいろな学校にやってもらったということがあるのですが、確かに提案型でこういう授業をやるといいですよ、50分でこういうふうにとまとめられますよ、生徒の意見も聞けるし、クイズも出せるし、いろんな話し合いもできるし、非常にいいですよという話になるのですが、やはり一回性のイベントで終わるのですね。

だから、そこがやっぱり最大の課題だと思っていて、平成22年だと思いますが、キャリア教育について、進路指導とキャリア教育は違うのだというところで、あらゆる教育活動の中でキャリア教育を行ってくださって言ったときも、キャリア教育について特別活動や総合的な学習の時間でやったときに、一回性のイベントで終わってしまう。生徒は面白かったけれども、その後何も残らないで終わってしまうという点が課題だったということがあったので、同様に、法教育についてもきちんと、例えば公民科の授業であれば公民科の授業の中で、正義とか公正とか幸福という思考基盤についてきちんと考えられる、あるいは活用できるような授業になるとか、そのようないろんな工夫をする。法そのものに対する授業なのか、法に関する諸機関の働きと生徒との関わりなのか、それとも、法の見方考え方についての授業なのか。要するに、全体像の話になるのですが、その全体像の中でどこに位置付けるのかということ、かなり重要だと思います。

それから、生徒の側からの視点も大切だというお話は先ほどから幾つか出ていたと思うのですが、例えば、いま東京都では「こども基本条例」ができて、校則の見直しを都立高

校を始め学校でやるということが進んでいるのですが、そのときに、生徒が校則について意見を表明したり、ルール作りについていろいろ話し合ったりするとき、まさに法教育というのは大切だということがあるにもかかわらず、やっぱりそこに考えが至らない教員、生徒は結構多くて、何でそうなるかという、校則というのは生活指導、生徒指導という先入観が働くからなのですが、でも、久々に改訂された「生徒指導提要」を読んでもみると、相変わらず自己指導力が大切だということを言っていて、それはやっぱり法に関するものの見方考え方が身に付いていないと、自己指導力というのは高まっていけないということがあるので、まさに生徒が自分たちでルール作りをする上で、うちの学校も生徒176名が寄宿舎に入っている、寄宿舎のルールについて、生徒自身に意見表明をさせながら見直しているところなのですが、そこもやっぱり法の見方、考え方がうまく入っていないとできないことなので、教員でも教職課程の学生でも生徒でもそうなのですが、あらゆる教育活動の中に、本当は法の見方考え方があって、それが公民科や家庭科だけじゃないのだよというところが活かせるような形で持っていけないと、なかなか教員にも普及していかないし、生徒も法に基づいて、というところに繋がっていかないのかなという気が、学校現場にずっといて思っています。

以上です。

太田座長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

続きまして、荒川委員から挙手がありますので、お願いいたします。

荒川委員 荒川でございます。今の大山先生のお話を聞きしていて、本当にそのとおりだなと思いながら、ずっと拝聴しておりました。

授業を行う時間数が足りないというお話、これは弁護士として出前授業を普及させようと活動をする際にも、よく聞く話です。特によく聞くのは、学校現場には何々教育という売り込みが非常に多くあって、それを整理するだけでも相当大変なのだ。しかもその中で、いま大山先生がおっしゃられたように、法教育ってよく分からないということと言われるわけです。消費者教育であるとか、税務教育であるとか、そういうのはどんな授業か分かりやすいので、すっと入っていくようなところがあるそうなのですが、なかなかそういう意味では法教育は広がりにくいのではないかと。

私としては、法教育というのは、社会で生活する上で基礎となる資質や能力を育むものだと思っていますし、ホウリス君も「生きるチカラ」と言っているくらいなので、ここはちゃんとやっていかないといけないというか。やっぱり法教育がまず基礎にあって、その次が、それ以外の教育なんじゃないかなと、法教育をやっている私からすると思うのですが、その部分の理解が、社会にまだちゃんと伝えられていないのかなということ、ちょっと思います。

その点に関しては、やはり法の専門家である我々が、法とは何か、法の基本的価値を理解するということはどういうことなのか、ということやちゃんと伝えていかないといけないという責務を感じるころではあるのですが、やはり、先ほど比嘉委員の方からもお話があったように、生徒からこういう授業をやってほしいという声上がるような、こういう授業こそが、これから僕たちが生きていくために大事なのだという声を上げてもらえるような、そういう雰囲気を作っていけるように活動していく必要があるのではないかと、思ったりしているところです。

日弁連でも教材集を出しているのですが、やっぱりなかなか学校現場で使ってもらおうとするとハードルが高くて、地方公共団体と連携協定を結んで、そのエリアの学校内で使ってもらうことに成功した弁護士会もあつたりするわけですが、すぐに実現できたというわけではなくて、その内容であるとか、その教材が有益であるということについて時間を掛けて説明してやっと協定ができるわけです。まして、国がこの教材を使うように上から強制するわけにもいかないと思いますので、どうしてもそこは、どこか地道な努力というものが必要になってくるのではないかと思います。

とても雑感めいたお話になってしまっていて非常に恐縮ではありますが、このところずっと思っているところでしたので、発言させていただきました。ありがとうございます。

太田座長 非常に有益な御意見、ありがとうございます。

他にございますか。

磯山委員、お願いいたします。

磯山委員 本当に大山委員がお話しされたとおりにかなと思いつつながら、御意見伺いました。

基本的には、やはり教材自体がどこで使われるのかということをはっきりしたほうがよいと思っています。もちろん法教育なので、教科横断的に取り扱うべきであるということも前提になっているのですが、一方で、教員が教材を使うことを考えたときに、これがどこで使われるのだろうかというところで迷ってしまうと、まずそれを手に取るということが始まらなくなってしまうことがあると思います。

そういった意味では、模擬裁判の教材については、ここで使うということをピンポイントで示すことに努めてきたと思います。それによってどういう成果が出てくるのかという点は、これからの課題だと思うのですが、そういった試みを一つの手掛かりにしながら、また工夫を重ねていくことが大事だと思っています。

それから、実は昨日、ある県で研修をしてきたのですが、これからデジタル教材化しようとしている題材の一つについては、実際にやってみたという先生が、これは意外なことだと思ったのですが、2人もいらっしゃいました。そこで全体で、私もその事例を使って、30分ぐらいで議論をしました。そういった体験を伴わないと、この教材が本当のところどうなのかということが分かりませんが、そういう時間を割く余裕が教員にはないというジレンマをどうやって克服したらいいのかということを考える必要があると思います。

あと、文部科学省の立場から、模擬裁判教材を作っているときにも何度か言わせていただいた内容と重複してくるのですが、やはり今できている教材自体は、新しい学習指導要領をベースにしながら考えられている点は良いところだと思います。やはりまだ足りないところが幾つかありますので、そういったところを改善する必要があります。中でも、教材が1時間単位でしか示されていないというところがあつて、もちろんその1時間をやってほしいのだと思うのですが、これが、内容のまとまりとしてどこに位置付くのかという点をちょっと示していただくと、より具体的にどういう活動になるのかということが分かるようになるかと思います。

「公共」との関わりで考えると、これは私どもの周知の仕方も工夫が必要ですが、幸福、正義、公正というものが、「公共」の概念的な枠組みとしてあるのだということを、もっと伝えていかなければいけないと思っています。この教材でそれが見えてくるのかというところが、少し疑問にも思うところがあるので、是非検討していただければと思います。

太田座長 どうもありがとうございました。大変貴重な御指摘を頂きました。

ほかに御意見等はございますか。

今までの御議論は、資料8の項番1が中心だったようですが、教職課程の学生への周知・広報につきましても、もし御意見等ございましたらお願いできますと幸甚です。

富永委員、お願いいたします。

富永委員 東京都教育委員会、富永です。

いろいろ御意見を聞きながら、本当にそのとおりで思っていたのですが、周知・広報のところで、やっぱり、教員の方が使いやすいという点が一つポイントなのかなと、私たちは思っているところです。

その際に、関係の部署が様々あるので難しいとは思っていますが、今、先生方がどうにかして法教育をやりたいときに、若しくは参考となる資料を探すときに、インターネットで検索していくと思います。例えば、法務省さんのページも少し見させてもらったのですが、そこを窓口として、法教育に向けて、といったところが前面に見やすく出てきて、そのページから様々なところ、関係のところ、関係機関で教材を作られているのはよく分かっています、時間を掛け、お金も掛けてですね。そういったところへリンクする。

それと、少しお話の中で出てきたとおり、先生方に、こういった場面で使える、時間としてこういった単位で使える、そういったことがインデックスとして出てくると非常に使い勝手がよくなって、検索したときもすぐに、探しながら、ああ、これだったら今度授業をやってみようとか、15分、10分程度でもできる部分があるのならば使ってみようという利用の仕方に広がっていくんじゃないかと思っています。

ただちょっと、いろんなところの部署が関係してきますので、すぐにできるというものなかなか難しいのかと思いますが、そういった窓口というか、先生方が調べたときに、法教育といったら検索のトップに出てきて、そこからどんどん広がっていけるような形のものでできると、非常に使い勝手がいいのかなと。いいものはいっぱい作ってくださっているとよく分かっておりますので、どうにかそれが手に届く形になるといいかなと思って聞いておりました。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。大変貴重な、今後の方向付けに関する御意見を頂きました。

一つ気付いたのですが、取説というのは、文書だとなかなか読まないと感じます。でも、チャットベースで、リアルタイムで質問して、即パッと答えが返ってくる、それを見ればすぐ分かったら、作業の途中でそのまま解決できます。そういうシステムというのはあり得るのでしょうか。授業の中とか、その準備中に使えるシステムとして。

坂田司法法制部付 事務局でございます。何かA I的なもののイメージなのかなという感じでございますが、A Iの活用は、法務省ではできることを進めていこうというところですので、法教育の関連でも何かしら導入できると望ましいかもしれない、今後の検討課題として、一つの方策としてはいいのかなと思っております。

ただ、今の時点で、なかなか具体的な検討をしているわけではございませんので、御指摘の点も踏まえて、一つ参考とさせていただければと思います。

太田座長 どうもありがとうございました。

小貫委員、お願いいたします。

小貫委員 二つ目の教職課程の学生を対象とした取組という点についてです。まず、ハウリス君がとても人気がございます、少なくとも、私が関係している幾つかの大学の学生からぬいぐるみとかがかわいいねという反応が返ってきております。そのため、ハウリス君をいろんなところに使えればいいなと思っているところです。学生にどういったところで情報を得ているのかを聞くと、Xとかフェイスブックは使いませんと言っています。では何を使っているのですかと聞くと、インスタグラムですと言っておりました。ということは、少なくともインスタグラムで、ハウリス君のアカウントがあればいいのかなと思ったのが1点目です。

2点目が、教職課程の学生たちが、法教育ってそもそも何なのかとよく分かっていない現実があります。そこで、ぱっと目で見ても、しかもちょっと体験も少しできるような形で、ARかVRみたいなものができると、すごく分かりやすいのかなと思っています。例えば、裁判でもいいですし、あるいは紛争解決のVR体験をさせることでもいいですし、そういったような仮想現実的な体験が少しだけ、本当1分、2分でいいと思うのですが、少し垣間見えるようなものがあると、取っかかりとしてはいいのかなと考えました。

一方で、アナログなものも必要と思っています。学生は前期や後期で15回や14回の授業を受けていくわけですが、その中で、少なくとも1回ぐらいは法教育に関わる指導法というものを学ぶということも重要かと思っています。その際に活用できる、教職の学生を対象とした、法教育のごくごく簡単な冊子のようなものがあったらいいのかなと思うところです。

デジタルとアナログの両方ともに言えると思うんですが、法教育というものを全面に押し出すと、ほかにも経済金融教育がある、キャリア教育があるという形になって、そのうちのひとつなのねという形になってしまいます。そうならないように、教育の基盤としての法的な考え方を学びましょうといった開いた形にしてアピールをすればよいと思います。平易な法の考え方を学ぶために、冊子であったり、あるいはデジタルというものを少しだけ触れてみませんか、といった程度の形にしてはどうかと思った次第です。

以上です。

太田座長 どうも、大変示唆に富む御指摘ありがとうございます。

大山委員、お願いいたします。

大山委員 先ほど座長からお話があったチャットなのですが、実は私、そちらにいらっしゃる磯山委員と一緒に小・中学生向けの動画教材を作っていたときに、そういう提案をしたんです。ハウリス君はかわいいので、チャットでいろいろと答える形式はどうだろうかと言ったのですが、当時の司法法制部の皆さんに、予算がありませんと。その代わりに、これだったらできますということで、ハウリス君のぬいぐるみを作って、今普及しているのだと思うのですが、チャットについては是非やったほうがいいのかと思っています。

それと、教職課程の学生の件ですが、都立高校に公民科で教育実習に来た大学生と話す機会があったので、いろいろと聞いてみたのですが、実は結構テレビドラマとかゲームで法に関わるようなものをかなり見ていたり体験してたりするんですね。例えば、つい最近のドラマで今回映画化されたもので言うと「イチケイのカラス」というものがあった、御存じだと思いますが、裁判官を取り扱ったドラマなんですね。

それから、少し前ですが、「HERO」は検察官、「99.9%」は弁護士の話で、意外と30代ぐらいの教員でも知っているのは、ニンテンドーDSで、「レイトン教授」シリーズや「逆転裁判」シリーズというのがあって、これはレイトン教授などが裁判を通していろんな事件を解決していくゲームです。こういうドラマとかゲームの中に出てくるいろんなもので、当然専門家の立場から見たらおかしいよというものもあると思うのですが、そういうものを解説したりしながら、興味、関心を高めていくような法教育の授業ができるよ、と教職課程の学生に示して、生徒にやったらこんなことできるよ、といったことまで下りていってしてあげないと、学生教員を育てるのは大変かなと思っているところはあります。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございます。大変参考になる御意見でした。

比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員 比嘉です。教職課程の学生を対象とする周知・広報についてですが、特に教職課程の学生を対象にするという意味合いで書かれていることは分かります。しかし、法律が子供の頃から日常にあることは自然なことだと思いますので、あえて教職課程の学生だけを対象とはせずに、全ての学生に、当然のように知ってもらうように広報していけば、より教職課程の学生は強く意識してくると思えました。

また、継続が大事であって、継続されていけば、法教育について深く知る先生が増えます。大事なことは、法律をどう私たちが考えていくかということだと思います。より小さなうちから学び続けるためにも、継続性も見えるような形で取り組んでいけたら良いと思えました。

太田座長 ありがとうございます。貴重な御指摘だと思います。

先ほどから挙手をさせていただいております猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 猪瀬です。教員への周知で一つ、昨年から茨城県の教育研修センターで、先生方の研修の中で法教育を扱うという取組をしているので、その効果というのですかね、実際に専門家の方と一緒に授業を作ってやってみるといった先生方の研修の場で、どんな効果があるのかを今後調べて、何か形にしていだければいかなと思っています。

先生方が授業を実際に見て、法教育というものを、自分の学校や生徒や授業の中で具体的にイメージできると、やりやすくなっていくということは絶対にあると思いますから、そういった研修の場で、法教育を先生方がどんなふう理解されて、実際に結び付いたなという点が、これからまとまってくるといかなと思っています。

研修センターでも、一つのテーマをずっとやるわけにはいかず、何年かのスパンとしてやっていくと思いますので、是非この辺りを検証していただければと思っています。

それから、大学生に向けての取組ということで、教職課程というものは、教育学部だけでなく、一般の学部でもやっているわけですが、私なんかは、実際に今年から教育学部以外の学部の学生に向けて授業をしまして、その中で、例えば、弁護士さんや外部の方を呼んで授業をやるということ、大学の授業でも取り入れて、教員になる前の学生が経験すると外部の専門家に対する親近感が湧いて、やってみようかなという気持ちになるかと思えました。

先日、磯山委員の講義を大学生と一緒に聴講する機会があったのですが、その際に、磯

山委員からは「未来を切り拓く法教育」のテキストを使ったお話を頂いた中で、学生さんも、法教育というけれども、法という文言が出てこない、法律が出てこないと、意外に感じたようです。どこに橋を造るべきかというテーマだったのですが、法律が出てこない法教育なのですね。だから、あまり法教育と硬く捉えないで、合意を形成するために、みんなでいろんなことを考えれば問題を解決できるという教材として、すごく興味を持ってくれました。その学生さんは、法務省のホームページへ行ってダウンロードしますと言っていましたから、そういう教材の認知も含めて、いろんなやり方があるのかなと思ったところでは。

ですから、先ほど磯山委員からもありましたように、授業として単元のまとまりのような大きなフレームとして法教育をやりやすくするという、一つ大きな課題があったかなと思いますし、一方では、実際に授業を見てやってみるという機会を増やしていくというようにすることが必要なのかなと考えました。

以上でございます。

太田座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思います。

他にございますか。

磯山委員、お願いいたします。

磯山委員 少しだけの情報提供なのですが、中学校、高等学校のいわゆる社会科、社会系教科では、まず前提として、免許を出すときに、中学校の社会科と高等学校の地理歴史科と高等学校の公民科という3種類を出しています。3種類を出しているので、この社会系教科の免許というのは、延べ2,000件程度出していて、これはほかの教科と比べても多い件数になっています。延べ件数ではありますが、それだけの件数があるということは、もっと周知・広報をするに当たってポテンシャルがあるというか、具体的にそういう教職課程を設置している大学に、少なくともアプローチしていくというのは、すごく意味があるのではないかと思います。

太田座長 どうもありがとうございます。

今日は以上をもちまして終了させていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日委員の皆様から頂いた御意見等も踏まえ、部会の野澤座長の下、引き続き教材の内容や周知・広報の方法等について御検討を進めていただくようお願いいたします。

どうも今日はありがとうございました。

—了—